<証明書記載例>

赤字 → 設備メーカー記入箇所

青字 → 工業会記入箇所

緑字 → 設備ユーザー記入箇所

		/ 11)		• JUL A HALL FOLK		
(一社)●●●●工業会指定用紙						
整	理	番	号	1 2 3 4 - 5 6		
1	ソフトウエア	以外の場合				
2	ソフトウエア	である場合				

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等 に係る生産性向上要件証明書

1段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類(機械及 び装置、器具及び備品、工具など)を記入。2段目には、器具備品であれば、「陳列だな及び陳 列ケース」のように同省令の細目を記入。

当該設備の概	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	陳列だな及び陳列ケース (冷凍機付又は冷蔵機付のもの)
	設備の名称	冷蔵ショーケース
	設備型式	2015年式 METI SME-W
要	本社名・事業所名	株式会社横野商店・上藤店



事業所名だけではなく、本社名まで記載。

<具体例:冷蔵ショーケース 上倉製作所製>

該当要件を満たしているかについては、設備メーカー等は 裏付けとなる資料等を準備した上で、チェックシート(様 式2)を記入。

チェックシート(様式2)で記入した① 販売開始年度、②取得(予定)年度をそ れぞれ記入。

② - ①を行い一定期間内であるか記入。

とする。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

①販売開始年度(西暦): 2015年度(注2) 一定期間(注1) 内に販売開始された製品である 1. 該当 2. 非該当 該 ②取得(予定)日を含む年度: 2018年度(注2) 当 ② - ① = 3 年 要 「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (1. 該当) 2. 非該当 件 (※) 当該設備がソフトウエアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合 には、記載不要。 1. 該当

(注1) 一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、建物附属設備:14年、ソフトウン

該当要件への当否

(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

どの該当要件にも「1.該当」にチェックが入る場合に限り、該当 要件への当否は「1. 該当」にチェックが入ります。

「該当要件」欄に記載されている事項につい て確認し、該当要件を満たしていることを証 明します。

西暦2018年6月20日

 $\overline{7}$ 1 0 0 $-\bigcirc\bigcirc\times\times$

東京都●●区○○○○

一般社団法人●●工業会

会長 中小 太郎 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦2018年6月6日

製造事業者等の名称 上倉製作所

製造事業者等の所在地
○○県○○市○一○一○

代表者氏名: 水沢 勇弘 印

担当者氏名: 山田 龍人

所 属: 事業環境部

担当者連絡先(電話番号): 〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

当初認定を受けた経営力向上計画または先端設備等導入計画に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8.経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は 【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3.先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

 変更前(都道府県名・市町村名)
 変更後(都道府県名・市町村名)

 注更 3 事 項
 ○○県上藤市

(注3)経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。 [本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第 15 条 47 項、第 62 条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

<証明書記載例>

赤字 → 設備メーカー記入箇所

青字 → 工業会記入箇所

緑字 → 設備ユーザー記入箇所

	(一社)●●●●工業会指定用紙					
整	理	番	号	1 2 3 4 - 5 6		
1	ソフトウエア.	以外の場合				

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等 に係る生産性向上要件証明書(型式確認用)

② ソフトウエアである場合 □

1段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の 減価償却資産の種類(機械及び装置、器具及び備品、工具な ど)を記入。2段目には、器具備品であれば、「陳列だな及び 陳列ケース」のように同省令の細目を記入。

型式毎にシリアル番号を付与し、記入。 シリアル番号毎に利用企業を管理し、 定期的に工業会へ実績を報告。

シリアル番号(

)

当	減価償却資産の種類	器具及び備品
該設備	設備の種類又は細目	陳列だな及び陳列ケース (冷凍機付又は冷蔵機付のもの)
	設備の名称	冷蔵ショーケース
の概要	設備型式	2015年式 METI SME-W
要	本社名・事業所名	株式会社横野商店・上藤店



設備ユーザーの事業所名だけではなく、本社名まで記載。
(工業会確認時には空欄とし、設備ユーザーへの交付時に記載)

<具体例:冷蔵ショーケース 上倉製作所製>

該当要件を満たしているかについては、設備メーカー等は 裏付けとなる資料等を準備した上で、チェックシート(様 式2)を記入。 チェックシート(様式2)で記入した① 販売開始年度、②取得(予定)年度をそ れぞれ記入。

② - ①を行い一定期間内であるか記入。

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始され た製品であるか	①販売開始年度(西暦): 2015年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度: 2018年度(注2) ② - ① = 3 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年 (※) 当該設備がソフトウエアであるも 品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当	
	該当要	1. 該当 2. 非該当	
	有効	西暦2018年12月31日	

- ○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否
 - (注1) 一定期間は、機械装置:10年、工具:5年、器具・備品:6年、建物附属設備:14年、ソフトウェア:5年とする。
- (注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (注3) 当該証明を受けた年度(1月1日~12月31日)に限り有効とする。

型式認定の場合は、証明を受けた年度(1月~12月)に限り有効となります。 有効期限が過ぎたものは、工業会で回収することになりますのでご認識おき下さい。 「該当要件欄」に記載されている事項につい て確認し、該当要件を満たしていることを証 明します。

西暦2018年6月20日

 $\overline{7}$ 1 0 0 $-\bigcirc\bigcirc\times\times$

東京都●●区○○○○

一般社団法人●●工業会

会長 中小 太郎 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦2018年6月6日

製造事業者等の名称 上倉製作所

製造事業者等の所在地

○○県○○市○一○一○

代表者氏名: 水沢 勇弘 印

担当者氏名: 山田 龍人

所 属: 事業環境部

担当者連絡先(電話番号): 〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

当初認定を受けた経営力向上計画または先端設備等導入計画に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8.経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は 【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3.先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

		7
(変 注 更	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後 (都道府県名・市町村名)
, 注 4) 更 事 項	○○県上藤市	○○県夏川市

(注3)経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。 [本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第 15 条 47 項、第 62 条に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するもので、税制措置の対象である設備であることを証明するものではありません。これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

また、対象設備の種類は、同じ設備でも使用目的等によって異なる場合があります。設備の種類によっては制度の対象外となる場合や「一定期間内に販売」の要件(年数)が異なる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

〈チェックリスト記載例〉

チェックリストは、工業会と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会で保管してください(必要に応じて設備メーカーにコピーを共有)。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。

証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行って下さい。

【チェックリスト①】

<u></u> [7]	エツク	リスト①】		
			製造業者記入欄	証明者
				チェック欄
該			1. 該当 2. 非該当	~
			販売開始年月 : 2015年4月 ①販売開始年度 : 2015年度 (※1) 取得等をする年度 : 2018年5月 ②取得日を含む年 : 2018年	V
当	販売開始要件の確認	当該設備の販売開始日が、取得日から 一定期間に属する年度開始の日以後 であること。 所定の期間とは以下のとおりです。 機械装置:10年以内、工具:5年以内、 器具備品:6年以内、建物附属設備:14 年以内	②一①=3年 が一定期間(※2)の要件内本設備(器具備品)であれば、取得等をするなから起算して6年以内に販売されたものであるか確認。例えば、2011年2月(=①2011年度)に販売開始されたものの場合、2018年5月(=②2018年)に取得したときは、6年以内の要件を満たしません(②-①=7年)ので「一定期間内」の要件に該当しませんので対象外となります。	‡
要	生産性向上に該当するか	機能! てお のでで 例え! 等と!	1. 該当 2. 非該当 <	は幅広く認め旨に沿ったも女(検査装置)設備導入によ
件		応し	くないと考えます。	

	<指標数値> (一代前モデル): 40(2010年度販売 METI SME-W) (当該設備): 20 <生産性向上> 年平均10% (例) 2015年販売のモデルの指標(消費電力であり、2010年販売の一代前モデルが40できる。 {(20-40)÷40}÷5年=-0.1 すなわち年平均10%のエネルギー効率の向上と平均1%以上」を満たすこととなります。	ある場合、
該当要件の当否	1. 該当 2. 非該当	V

上記の該当要件に関し、両方に「1.該当」にチェックが付いた場合のみ、該当要件にも「1.該当」にチェックが付きます。

- (※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。 なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (※2) 一定期間は、機械装置:10年以内、工具:5年以内、器具備品:6年以内、建物附属設備:14年以内
- (※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。 比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。 比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

<チェックリスト記載例>

チェックリストは、工業会と設備メーカーとの間の確認に用いることとし、証明書発行後は設備ユーザーへは送付せず、工業会で保管してください(必要に応じて設備メーカーにコピーを共有)。

本チェックリストは工業会毎に様式を変更することが可能です。

証明書の発行を依頼する際は、各工業会のホームページ等を確認したうえで、指定の様式で申請を行って下さい。

【チェックリスト②】

			製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該	_	以下に掲げる情報のいずれか1	1. 該当 2. 非該当	/
	「設備	つ以上を収集する機能が実装されている	収集する情報の番号を以下に記載 【②、③、④】	
	分析・指示機能」の稼働状況等に係	ている。① 生産情報② 販売情報③ 在庫情報④ 顧客情報		>
	ぶる!		1. 該当 2. 非該当	/
当	分析・指示機能」を有するかの稼働状況等に係る情報収集機能及び	収集した情報に基づく分析・指示 機能(※)を有している	分析・指示機能の概要:収集した顧客情報 や販売情報から適正な在庫水準を分析し、 在庫状況に合わせてアラートを発出。	~
		下記の(ア)又は(イ)のいずれか	1. 該当 2. 非該当	/
要	販売開始要件の	に該当。 (ア)当該設備は、取得等をする年度 から起算して、5年以内に販売 が開始されたものであり、かつ 販売以降、当該設備より新しい 同種同用途のモデルは販売さ	販売開始年度:2015年4月 取得等をする年度:2018年5月	~
件	確認	れていない。 (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。		
		当該要件への当否	1) 該当 2. 非該当	>

- (※) 収集した情報に基づく分析・指示機能とは、以下のいずれかの機能をいう。
 - ①製造設備、倉庫設備等の制御システムに対する指示機能
 - 例) MES (製造実行システム)
 - SCE (サプライチェーン実行システム)
 - LES(物流実行システム)
 - ②適切な在庫調達や設備の保守管理などを実現するため、作業者に対して最適な行動を促す機能
 - 例)生産情報、在庫情報等を踏まえ、自動的に必要な発注を実行する機能 過去の販売情報から適正在庫水準を分析し、在庫状況に合わせてアラートを発出する機能 生産情報から不良品の発生状況を分析し、改善すべきポイントを明示する機能 営業先への最終訪問後、一定期間を経過した場合に自動でアラートを発出する機能